

入 札 執 行 公 告

下記の舗装工事について、制限付一般競争入札を行うので、清水町財務規則（昭和63年規則第1号。以下「規則」という。）第122条の規定に基づき公告する。

なお、この入札は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和7年7月2日

清水町長 関 義 弘

記

1 入札執行者 清水町長 関 義 弘

2 工事内容等

(1) 入札番号 一般第3号

(2) 工 事 名 令和7年度 西間門新谷線第7-2工区舗装改築工事（交付金）

(3) 工事場所 静岡県駿東郡清水町堂庭地内

(4) 工事概要等

ア 工事目的

都市計画道路西間門新谷線は、東駿河湾広域都市圏の沼津市、清水町、三島市を連結する幹線道路である。当該箇所の整備により、広域医療の中心である静岡医療センターや、清水町役場及び卸商業の集中する沼津卸団地への慢性的な渋滞の解消並びに沿道の土地利用等における地域活性化に寄与する為、工事を実施する。

イ 工事大要

施工延長 L=268.14m

アスファルト舗装工（車道） 表層 A=2990m²、基層 A=1380m²、

瀝青安定 A=1170m²、上層路盤 A=1170m²、下層路盤 A=1170m²、

安定処理 A=1170m²

アスファルト舗装工（歩道） 表層 A=220m²、路盤 A=220m²、

フィルター層 A=220m²

ウ 工 期 令和8年3月27日限り

(5) 予定価格 事後公表

(6) 低入札価格調査制度の適用 適用あり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和 7・8 年度清水町建設工事競争入札参加資格の舗装工事に係る認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについて確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札の参加資格がない者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき舗装工事業に係る特定又は一般建設業の許可を受けている者であり、同条第 1 項に規定する本社を清水町、沼津市、三島市、裾野市、長泉町、函南町のいずれかに有する者であること。
- (3) 清水町が発注した舗装工事の元請としての施工実績を有するか、又は平成 27 年度以降に静岡県内において静岡県又は静岡県内の地方公共団体が発注した 1 件 5 千万円以上の舗装工事の元請としての施工実績（完成引渡し後のものに限る。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。
- (4) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 本工事に対応した監理技術者資格者証（舗装）の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受講した者

イ 平成 27 年度以降に、静岡県内で前記(3)に掲げる工事と同種工事の施工経験を有する者

- (5) 経営事項審査結果通知書におけるほ装工事総合評定値（P 欄）が 1000 点以上であること。ただし、清水町が発注した 1 件 2 千万円以上の舗装工事の元請としての施工実績（完成引渡し後のものに限る。）を有する者については、経営事項審査結果通知書におけるほ装工事総合評定値（P 欄）が 700 点以上であること。
- (6) 清水町内に本社を置き、かつ、ほ装工事総合評定値（P 欄）が 600 点以上で、上記(2)～(5)の条件を満たさない法人は、必要な条件を満たしている法人と特定建設工事共同企業体（特定 J V）を締結することにより、入札に参加できるものとする。ただし、その場合の出資比率は 20 パーセント以上とする。
- (7) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札

の時までの期間に、静岡県又は静岡県内の地方公共団体から指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

4 設計業務等の受託者

- (1) 前記 3 (9) の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

静岡県駿東郡長泉町上土狩 4 5 1－1 0 東静測量設計株式会社

- (2) 前記 3 (9) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

5 入札参加資格確認申請書及び設計図書等の配布

- (1) 配布期間

入札参加資格申請書 公告から入札参加申請の申請期限まで

設計図書等 入札参加資格の確認結果通知日から開札日前日まで

- (2) 配布場所 入札情報サービス（P P I）からダウンロード

6 入札参加資格の申請

- (1) 本入札の希望参加者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出しなければならない。

ア 申込期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）10時から

令和 7 年 7 月 14 日（月）11時まで

イ 申込先 清水町役場本館 3 階総務課財務係

ウ 申込方法 電子入札システムにて行うこと。

エ その他 清水町電子入札運用基準 6-2 の規定により、「紙入札方式参加

申請書」を令和7年7月11日（金）13時までに提出(持参)し、承認を得た場合にあっては、入札参加資格確認申請書及び添付書類を紙にて6(1)イの申込先に提出することができる。なお、入札参加資格確認申請書等は、入札情報サービス（P P I）からダウンロードして使用すること。

(2) 申請書は、様式第1号により作成すること。

(3) 資料は、次により作成すること。なお、イの同種工事の施工実績及びエの配置予定技術者等の同種工事経験は、平成27年度以降で工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア 建設工事競争入札参加資格の舗装工事に係る認定を証する書面は、清水町における建設工事競争入札参加資格の舗装工事に係る認定を受けていることを証する書面として、「令和7・8年度清水町入札参加資格申請書受付票（工事）」の写しを添付すること。

イ 同種工事の施工実績は、前記3(3)に掲げる資格があることを的確に判断できる同種の工事の施工実績を様式第2号により作成すること。この場合、資格があると確認できる工事を複数記載することができるものとする。

ウ 上記6(3)イの同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（工事名、工期、発注機関及び社印を有する部分）又は発注機関の証明書並びに完成検査合格通知書を提出すること。

エ 前記3(4)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事経験を様式第3号により記載し、それを確認できる書類の写しを添付するとともに当該技術者との雇用関係を証する書類の写しを添付すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、この場合において参加資格確認の申請をした者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札したときは、清水町工事契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行う場合がある。

オ 建設業許可の状況、営業所の状況及び建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値を様式第4号により記載すること。

カ 建設業法第3条に規定する許可の写し及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式22号の2の写し等並びに前記3(2)に掲げる資格があることを証する書類を提出すること。

キ 総合評定値通知書は、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書の写しを提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認結果は、令和7年7月17日（木）に電子入札システムにて通知する。ただし、「紙入札方式参加申請書」を提出した者にあつては、書面により結果を通知する。

(2) 「紙入札方式参加申請書」を提出した者で、入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところによりその理由の説明を求めることができる。

ア 請求期限 令和7年7月23日（水）16時まで

イ 請求方法 清水町役場本館3階総務課財務係に書面で請求すること。

ウ 回答日 令和7年7月24日（木）に書面にて回答する。

8 設計図書等に係る質疑回答

(1) 質疑期間 令和7年7月24日（木）まで

(2) 質疑方法 電子入札システムにて行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参により提出することができる。

(3) 回答日 令和7年7月25日（金）まで

(4) 回答方法 電子入札システムにて行う。ただし、質疑書を持参した者にあつては町ホームページに掲載する。

9 入札方法等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 入札方法 | 電子入札システムによる電送で行う。なお、入札者が1者であっても、入札の執行を行う。 |
| (2) 入札書提出期間 | 令和7年7月29日（火）9時から
令和7年7月30日（水）16時まで |
| (3) 入札書記載金額 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| (4) 開札日時 | 令和7年7月31日（木）9時 |
| (5) 開札場所 | 清水町役場本館3階電算室 |
| (6) 紙入札への移行 | 清水町電子入札運用基準6-4の規定により、令和7年7月28日（月）13時までに「紙入札方式移行申請書」を提出後、町の承認を得た場合は、令和7年7月30日（水）16時までに入札書及び工事費内訳書を同封し、封緘した入札書類を6(1)イへ持参すること。 |
| (7) 入札回数 | 2回 |

10 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札案件は、清水町低入札価格調査制度実施要領（令和4年4月1日施行）を適用し、調査基準価格及び失格基準額を設定する。この場合にあって、失格基準額を下回る入札があった場合は、失格基準額を下回る入札をした者（以下「失格者」という。）を失格と判定し、また、失格者を除く最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札の決定を保留し調査の上、落札者を決定する。この場合において、適正な履行を確保するために、最低価格入札者以外の者を落札者とすることがある。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）

ただし、利付国債、地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

13 支払条件

- (1) 前払金 請負代金額の40パーセント以内
- (2) 部分払 3回以内
- (3) 工程表の提出 必要
- (4) 工事工程月報の提出 必要
- (5) 現場代理人及び技術者の氏名の通知方法 書面

14 火災保険付保の要否 要

15 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札執行公告及び建設工事等競争契約入札心得書（以下「入札心得書」という。）を熟読し、入札執行公告に記載のないものについては、入札心得書を遵守すること。
- (2) 落札者は、様式第3号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。
- (3) 本入札案件は、清水町低入札価格調査制度実施要領を適用し、調査基準価格及び失格基準額を設定する。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等に協力すること。
- (5) 工事契約書案、清水町建設工事請負契約約款及び入札心得書は、清水町ホームページから縦覧すること。
- (6) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、清水町建設業者指名委員会要綱に基づき指名停止を行うことがある。

- (8) その他詳細不明の点については、静岡県清水町総務課財務係（電話番号055-981-8237）に照会すること。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

清水町長 関 義 弘 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に規定する入札の参加資格がない者でないこと、清水町建設工事執行規則第52条第1項第6号に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 公 告 日 令和7年7月2日（水）
- 工 事 名 令和7年度 西間門新谷線第7-2工区舗装改築工事
（交付金）
- 工事場所 静岡県駿東郡清水町堂庭地内

同 種 工 事 の 施 工 実 績

商号又は名称

項目 \ NO				
工事名称等	工事名			
	発注機関名			
	施工箇所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	発注形態	単体／特定建設工事共同企業体（出資比率）		
工事概要等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

(注) 契約書の写し又は発注機関の発注証明書並びに完成検査合格通知書を添付してください。

配置予定技術者等の資格・工事経験

商号又は名称

項目	氏名	〇〇〇〇	□□□□	△△△△
最終学歴		〇〇大学工学部土木工学科 〇〇年卒業		
法令による免許		(例) 一級土木施工管理技士 一級舗装施工管理技士 技術士（建設部門、農業土木、林業部門の森林部門） 監理技術者資格等（取得年及び登録番号）		
工事概要	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	従事役職	現場代理人・監理（主任）技術者		
工事内容		※公告において明示した入札資格が判断できる必要最小限の具体的項目を設定する。		
現在従事している工事名等				

(注) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付してください。
契約書の写し又は発注機関の発注証明書並びに完成検査合格通知書を添付してください。

許 可 等 の 状 況

商号又は名称

項 目	内 容	
建設業法第 3 条に規定する 特定又は一般建設業の許可 状況	(発注業種の許可状況 許可年月日・許可番号)	
本社、営業所等の状況	郵便番号 所在地 営業所等の名称 営業所等の代表者氏名	
	郵便番号 所在地 営業所等の名称 営業所等の代表者氏名	
	郵便番号 所在地 営業所等の名称 営業所等の代表者氏名	
建設業法第 2 7 条の 2 3 に規 定する経営事項審査の結果	(発注業種 結果通知年月日・経営事項審査の総合評点)	

(注) 入札執行公告 3 (2) に規定している区域に建設業法第 3 条に規定する本社があることを証明する書類を添付してください。